

# 経営事項審査基準改正に伴う再審査申立て要領

(令和5年1月1日～同年4月30日申請分)

令和5年1月  
愛媛県

この要領は、経営事項審査の新基準が令和5年1月1日に施行されたことに伴い、愛媛県知事許可業者が、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。

なお、令和5年1月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、改正後の審査基準により審査を行いますので、この要領に基づく再審査の申立ての必要はありません。

## 参 考

### ○建設業法施行規則

(再審査の申立て)

#### 第20条 (第1項 省略)

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

### (1) 再審査の対象

申請日現在で、1年7か月前の日以降を審査基準日として改正前の審査基準による結果通知を受けているもの

※令和3年6月1日以降の審査基準日のものが対象です。

※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

### (2) 再審査の申立て期間

令和5年1月1日から同年4月30日まで

### (3) 再審査の対象項目

再審査は基準改正による変更事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の項目です(これらに該当がない場合は、総合評定値は変わりません)。改正部分以外の項目を変更して再審査を受けることはできませんので、御注意ください。

### ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W<sub>1</sub>）に係る改正

「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」を評価項目として追加する。

項番	認定：点数	備考
51	プラチナえるぼし：5点　えるぼし(第3段階)：4点 えるぼし(第2段階)：3点　えるぼし(第1段階)：2点	最高5点 複数の項目に該当した場合は、一番点数が高い項目を評価。 (加算されない)
52	プラチナくるみん：5点　くるみん：3点 トライくるみん：3点	
53	ユースエール：4点	

### ②建設機械の保有状況（W<sub>7</sub>）に係る改正

加点対象建設機械に「締固め用機械」、「解体用機械」、「高所作業車（作業床の高さ2m以上）」を追加し、加点対象となる「ダンプ」の範囲を拡大する。

なお、前回の申請で「建設機械の保有状況」が15台以上の場合は、総合評価値は変わりません。

評価対象	範囲
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は除く）
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	特定自主検査の対象であるもの（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー等）
解体用機械	特定自主検査の対象であるもの（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機等）

### ③国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W<sub>8</sub>）に係る改正

エコアクション21の認証の取得状況を審査項目に追加する。

なお、前回の申請でISO9001又はISO14001の登録が有る場合は、総合評価値は変わりません。（重複して加算されません。）

#### （4）再審査申請書の提出先

主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部または土木事務所

#### （5）再審査の手数料

無料

## (6) 申請方法

### ①往復はがきによる下書き審査申込み～清書提出（本申請）

通常の経営規模等評価申請・総合評定値の請求と同様、対面による下書き審査を行った後で、本申請（清書の提出）をしていただくこととします（なお、はがきの記載方法等の詳細につきましては、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領（令和5年1月1日から申請用）」を御参照ください。なお、**「再審査の申立て」**である旨を必ず明記してください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

### ②提出書類

必ず、**次の順番に揃えて**提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別記様式第25号の11）	20001 帳票 【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定値の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・「項番05」は、コード「4」を記入。 ・「項番08」～「14」は、前回の旧基準による申請時以降に変更があった場合には、変更後の内容を記載のこと（但し、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る）。 ・様式最後の「再審査を求める事項」欄には「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と、「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記入。
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）の 前回提出分の <b>写し</b>	20002 帳票
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票 【作成上の注意】 ・若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況〔前回提出分の項番59,60〕を〔新様式項番47,48〕に転記すること。 ・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況〔前回提出分の項番61,62〕を〔新様式項番49,50〕に転記すること。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況〔項番51,52,53〕は、改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。 ・建設機械の所有及びリース台数〔項番64〕を改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。 ・エコアクション21の認証の取得状況〔項番65〕を改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。

4	技術職員名簿（同様式別紙二）の <u>前回提出分の写し</u>	20005 帳票
5	〔項番：64〕 建設機械の保有状況の確認に要する書類	建設機械保有状況一覧表(本県様式) ----- 所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合
6	経営状況分析結果通知書の <u>写し</u>	改正前の基準の申請時に提出したもの

### ③提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

#### （留意事項）

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求められます。
- ・「原本添付」または「原本」と明記したもの以外でも、原本確認を行う場合があります。

（■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類）

番号	書類内容	提示書類摘要
1	前回申請時の提出書類等	■ 前回申請時の提出書類副本（再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知を受けた審査基準日に係るもの。なお、 <b>地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。</b> ） ----- ■ 再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知書
2	〔項番：51・52・53〕 えるぼし、くるみん、ユースエール認定の有無の確認に要する書類	審査基準日において有効な都道府県労働局長の認定 （えるぼし認定）女性活躍推進企業認定証 （くるみん認定）基準適合一般事業主認定通知書 （ユースエール認定）基準適合事業主認定通知書
3	〔項番：64〕 建設機械の保有状況の確認に要する書類	□ 建設機械の売買契約書 □ 販売店が発行する「譲渡証明書」または「販売証明書」 □ 審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書 □ 建設機械抵当法に基づく打刻または検認証明書 □ （オンロード車の場合）車検証（所有者、使用者が確認できる部分） ----- ■ 当該建設機械のカタログ等（当該機械の性能・規格がわかるもの） ※前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となったものについては、省略可。
4	〔項番：65〕 エコアクション21の認証の有無の確認に要する書類	■ 審査基準日において有効な（一財）持続性推進機構が発行するエコアクション21の認証・登録証

#### ④提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1部	1部

#### (7) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による電子申請

令和5年1月10日以降、JCIPで電子申請をする場合は、経営事項審査の「経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求」から再審査請求ができる予定です。

電子申請の場合も、書面申請と同様に対面による下書き審査の受審をお願いします。下書き審査の際には、JCIPで作成した申請書を印刷したものと、(6)②及び③の確認書類を持参してください

電子申請の方法については、別途定める電子申請要領を御参照ください。

#### (8) その他留意事項

##### ①愛媛県の入札参加資格との関連

愛媛県におきましては、「愛媛県建設工事請負業者選定要領」に基づき、合併や会社再生等により、会社の様態に変更があった場合にのみ格付けの変更を行うこととしているため、今回の再審査を申し立てていただいても、その結果をもって本県の格付けの総合数値は変更いたしません。

なお、愛媛県建設工事等入札参加資格審査の随時申請を行う業者については、有効期限内の経営事項審査の結果通知であれば、改正前の審査基準(以下、「旧経審」という。)による結果通知であるか新経審による再審査結果通知であるかは問いません。

##### ②愛媛県以外の発注機関における入札参加資格との関連

国や県内市町等の本県以外の発注機関への入札参加資格審査申請を予定している場合、各発注機関において必要となる経営事項審査の結果は、旧経審のものか新経審のものかが異なる場合があります。ついては、再審査を申し立てる前に、それぞれの発注機関に十分に御確認ください。